

原発ゼロの会

政策提言骨子

2012年6月27日

原発ゼロの会

政策提言骨子の発表にあたって ～原発ゼロの会への参加の呼びかけ～

東京電力福島第一原発事故を踏まえて、我が国の政治がなすべき第一は、「原発ゼロ」に向かうという決断である。事故後、国民の中に広範に生まれた「原発ゼロ」への思いを受け止め、また、世界に向けて我が国の立場を明確にするためにも、政治が原発ゼロにむけたしっかりとした論議と政策選択を行うべきと考える。

私たち「原発ゼロの会」は、本年3月下旬から、7党9名の衆参国会議員による準備会合を積み重ね、このたび政策論議のための骨子を発表するとともに、広く衆参国会議員各位に「原発ゼロの会」へのご参加を呼びかける。

この骨子は7本の柱からなり、原発依存ゼロとともに、使用済み核燃料の再処理もゼロにするための具体的政策に加え、原発推進というこれまでの国家政策を改めるために、原発立地自治体の再生への道にも言及している。同時に、省エネ政策と再生可能エネルギーへの大胆な転換策を提言するとともに、大規模集中から小規模分散型へのエネルギーシステムの転換を含めた新しい経済社会構造を促す政策も加えた。そして、エネルギー政策の決定と実施の過程における国民に開かれた議論の仕組みづくりも提言している。

私たちは、この骨子に基づき、来る7月下旬までには最終的な政策提言をとりまとめ、国民的論議に付したいと思っている。参加する議員の各々が明確に「原発ゼロ」、すなわち今あるすべての原子炉の廃炉と使用済み核燃料の再処理を行なわないという政治的意思を持つことを前提とする。また、参加される各議員は、有権者たる国民にそれを自らの政治的公約とするとともに、その所属政党を問わず信念を持って実現させることに全力をあげる。あわせて、国会の中でのエネルギー政策の論議の場として設けた「国会エネルギー調査会（準備会）」への積極的な参加によって、議論の活性化をはかることに努めるものとする。

ドイツでは、東電福島第一原発事故を受けて、全 17 基の原子炉を一旦はすべて止めて、最も危険度の高いと判断された 8 基をそのまま廃炉と決定し、多角的な視点による国民的議論を経て、少なくとも 2022 年までに全原発の廃炉とすることを政治の方針とした。事故当事国であり、まして常に地震・津波・噴火の危険にさらされている我が国では、もはやあらゆる意味で「安全神話」はなりたたない。今ある全原発 50 基の危険を速やかに把握、公表し、何よりも国民・住民を放射能汚染から守るべく、一日も早い危険炉の廃炉を実施するための政治的・経済的、国民的合意のあり方も含めて「原発ゼロの会」の提言とする。

2012年6月27日

原発ゼロの会

民主党	近藤 昭一（衆議院議員） 逢坂 誠二（衆議院議員）
自民党	河野 太郎（衆議院議員） 長谷川 岳（参議院議員）
公明党	加藤 修一（参議院議員）
みんなの党	山内 康一（衆議院議員）
日本共産党	笠井 亮（衆議院議員）
社民党	阿部 知子（衆議院議員）（事務局）
新党きづな	斎藤 やすのり（衆議院議員）

原発ゼロの会

政策提言骨子

目次

政策提言骨子の発表にあたって ～原発ゼロの会への参加の呼びかけ～	2
目次	4
政策提言骨子	
政策提言骨子の概要	6
1 原発依存ゼロのための具体的政策	7
2 再処理ゼロのための具体的政策	9
3 原発ゼロに向けた立地自治体支援のための具体的政策	10
4 省エネ政策の推進のための具体的政策	11
5 再生可能エネルギーへの大胆な転換のための具体的政策	12
6 新しい経済社会構造への転換(エネルギーシステム改革)のための具体的政策	13
7 国民に開かれた議論の仕組みづくりのための具体的政策	14
原発ゼロの会のこれまでの活動	15
原発ゼロの会について	16

参考:各項の起草担当議員

- 1 原発依存ゼロ(笠井亮議員、阿部知子議員)
- 2 再処理ゼロ(近藤昭一議員、河野太郎議員、逢坂誠二議員)
- 3 ゼロに向けた立地自治体支援(加藤修一議員、逢坂誠二議員、長谷川岳議員)
- 4 省エネ政策の推進(加藤修一議員、山内康一議員)
- 5 再生可能エネルギーへの大胆な転換(斎藤やすのり議員、近藤昭一議員、長谷川岳議員)
- 6 新しい経済社会構造への転換・エネルギーシステム改革(阿部知子議員)
- 7 国民に開かれた議論の仕組みづくり(阿部知子議員)

政策提言骨子

政策提言骨子の概要

原発依存ゼロとともに、使用済み核燃料の再処理もゼロにする。
 省エネ政策を推進し再生可能エネルギーへ大胆に転換する。
 原発推進というこれまでの国家政策を改めるために、原発立地自治体の再生への道を示す。
 大規模集中から小規模分散型へのエネルギーシステムの転換を含め新しい経済社会構造を促す。
 エネルギー政策の決定と実施の過程における国民に開かれた議論の仕組みをつくる。

原発依存ゼロ	再処理ゼロ	省エネ政策の推進	再生可能エネルギーへの転換
(1)新規建設の禁止と廃炉の明確化 (2)エネルギー基本計画の提示とエネルギー政策基本法改正 (3)原子炉立地の見直し、安全性に基づく総点検 (4)原子力優遇政策の廃止 (5)原子力防災体制の強化と損害賠償のあり方の改革 (6)核セーフガードの強化 (7)廃炉・核廃棄物処理のための政府機関の設置	(1)政策決定プロセス、官民の役割分担の見直し (2)使用済み核燃料の保管体制の見直し (3)高速増殖原型炉もんじゅの廃止 (4)核燃料サイクル事業からの撤退 (5)再処理における国際的なプルトニウム拡散の防止 (6)核廃棄物処理の促進	(1)省エネルギー政策のビジョン策定 (2)省エネ推進のための税制改革 (3)省エネビジネスの環境整備 (4)節電の具体策 (5)熱利用効率の改善のための「熱政策」の策定	(1)導入目標設定 (2)系統整備と優先接続・給電 (3)固定価格買取制度の適正運用 (4)発送電分離や送電網の整備 (5)蓄電池の技術開発及び再生エネの熱利用の普及促進 (6)海洋エネ発電の実用化と国際競争力の強化 (7)立地規制の見直し (8)復興のエンジンとしての再生エネの活用 (9)再生エネ事業への投融资環境の整備促進 (10)IRENAの積極支援

原発ゼロに向けた立地自治体支援

- (1)基本的認識(国による適切な支援)
- (2)「廃炉等に伴う地域活性化支援法(仮)」等による支援枠組みの創設
- (3)廃炉支援事業の円滑化
- (4)廃炉等による放射性産業廃棄物処理の加速化
- (5)「原子力廃炉措置法(仮)」「廃炉等の処理処分組織」の創設

新しい経済社会構造への転換 (エネルギーシステム改革)

- (1)原発・大規模集中型のエネルギーシステムからの脱却
- (2)電力制度の改革
- (3)持続可能な社会への転換

国民に開かれた議論の仕組みづくり

- (1)国会が関与する仕組みづくり
- (2)多様なステークホルダーが関与し議論する仕組みづくり
- (3)国民的議論の仕組みづくり
- (4)情報公開の促進と利益相反防止

1 原発依存ゼロのための具体的政策

(1) 新規建設の禁止と廃炉の明確化

- 1) 原子力基本法を改正する。
推進法から、新規建設禁止の明記と廃炉の方針を含めた改正を行う。
あわせて、原子力政策大綱を見直す。
- 2) 電気事業法を改正する。
原発ゼロへ誘導するための税制上の措置等（減価償却が未了のものに対する措置や総括原価方式の見直し等）を導入する。
- 3) 炉規法（核原料物質・核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律）を改正する。
新規建設の禁止を明確化し、稼働年数の短縮ならびに総発電量の制限を規定する。

(2) エネルギー基本計画の提示とエネルギー政策基本法改正

- 1) 国民の選べるゼロシナリオ（即時、2020年、2030年、2050年）（裏面イメージ参照）と各々の諸負担を提示する。

(3) 原子炉立地の見直し、安全性に基づく総点検

- 1) 全原発の危険度の総点検に基づき廃炉を推進する。
- 2) 立地審査指針、安全審査指針・基準を厳格化し、基準に満たない原子炉を廃炉にする。
- 3) 旧電源開発基本計画の「重要な電源開発に係る地点の指定」を取り消す。

(4) 原子力優遇政策の廃止

- 1) 電源三法（電源開発促進税法、特別会計法、発電用施設周辺地域整備法）を改正し、優遇措置を廃炉に向けたインセンティブに転換する。
- 2) 同様に、原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法を改正する。
- 3) 放射性廃棄物の処理について、事業者へ中間貯蔵施設設置を義務付け、国の最終処分への責任を明確にする。

(5) 原子力防災体制の強化と損害賠償のあり方の改革

- 1) 原子力災害特別措置法を改正し、広域の原子力安全協定も義務化する。
- 2) 原子力損害の賠償に関する法律を改正し、賠償措置額の大幅引き上げ、事業者への免責規定の削除、製造者への遡及等による国民負担への転嫁防止を行う。

(6) 核セーフガードの強化

- 1) 原子力委員会の廃止を含め、任務を見直す。
- 2) 原子力の軍事利用禁止のさらなる徹底を行う。
- 3) 核拡散防止の観点から原発輸出を禁止する。

(7) 廃炉・核廃棄物処理のための政府機関の設置

- 1) 廃炉ならびに核廃棄物の処理を所管する政府機関を設置する。
- 2) 原子力研究開発機構に廃炉技術の研究開発を担わせる。

原発ゼロシナリオの選択肢(イメージ)

